~ 国際研修 ~

第36回ベトナム法整備支援研修

国際協力部教官 松 原 禎 夫

1 はじめに

国際協力部では、2010年12月13日(月)から同月22日(水)までの間、第36回ベトナム法整備支援研修を実施した(研修日程は文末の資料のとおり)。 研修員は、以下の10名である。

Mr.ヴ・ヴァン・モック 最高人民検察院検察理論研究所副所長

Mr.グエン・トゥ・トゥアン

最高人民検察院

国家安全保障事件訴追解決監督部上級検察官

Mr.ヴ・クオック・ヴァン 中央共産党事務局内務部副部長

Ms.ヴ・ティ・ドゥック ハノイ人民検察院次席検事

Mr.ドゥ・ゴック・リエン 第2地区軍事検察院検事正

Ms.ブイ・ティ・ハン

最高人民検察院検察訓練校刑事部副部長

Mr.ホアン・ヴァン・ホア

最高人民検察院人事部課長

2 研修実施の背景

ベトナム社会主義共和国では、権限分配の原理を 統治の基本原理とし、全ての国家権力は人民の代表 である国会に属し、その権力行使を国会直属の国家 機関が分担することとしている。最高人民検察院は、 最高人民裁判所とともに憲法上に規定された司法機 関であり、同院は、捜査・公判活動に加えて、刑事訴訟法及び検察院組織法等の刑事手続関連法の起草を所管している。ベトナムでは、2005年5月及び6月にベトナム共産党中央執行委員会政治局により相次いで発表された48号決議及び49号決議に基づき、大規模な司法改革を実行中である。最高人民検察院は、同決議に基づく司法改革の一環として、現在、刑事訴訟法及び検察院組織法の改正作業を行っている。今般、ベトナム側から、両法の改正作業の参考とするため、日本の刑事訴訟法・検察庁法及びその運用実態を学びたい旨の要望が出されたことから、本研修を行うこととなった。なお、本研修は、JICAの「法・司法制度改革支援プロジェクト」(2007年4月~2011年3月)の枠組みで実施された。

3 研修の概要

本研修では、①検察制度 ②上訴審 ③公判手続 ④検察官と捜査機関の関係 ⑤日本の刑事訴追制度 と裁判の審判範囲 ⑥弁護権の強化などの各論点に つき、大澤裕教授(東京大学大学院法学政治学研究 科)、髙畑満弁護士及び当部教官による講義、ベトナム側プレゼンテーション及び法廷傍聴などを実施した。各講義において、質疑応答・討論の時間を多く 設けたところ、活発な議論が行われ、この議論を通してベトナム刑事訴訟の実態を垣間見ることができ、興味深いものであったので、以下その一部を紹介する。



(1) 検察院の捜査権限

1960年の検察院組織法には、検察院に全ての犯罪 の捜査権限があると規定されており、最高人民検察 院及び各省人民検察院に合計 37 の捜査機関が設置 されていたが、2002年の同法改正により検察院の捜 査権限が司法活動に関する犯罪に限定されたことな どに伴い現在では最高人民検察院にのみ捜査機関が 設置されている。最高人民検察院の捜査機関の人員 は約40名に過ぎず、南北に伸びる広い国土で発生す る犯罪に十分対応しきれておらず、その結果、国民 が国家や共産党に直接解決を訴える事例も存在する。 また、汚職事件への積極的な取組の一環として行政 府に属さない検察院の捜査機関に汚職事件の捜査を 期待する意見も少なくない。そこで、検察院の捜査 機関を拡大する方法として、①最高人民検察院及び 全国 36 省の各省級人民検察院に捜査機関を設置す る ②最高人民検察院の捜査機関の出先機関として 各地域に捜査局支部を設置する ③全国を5箇所程 度の地域に分け各地域に検察院の捜査機関を設置す るという案が検討されている。もっとも、かつて検察 院の捜査機関が縮小された理由には、効率的に機能 せず、処理件数が少ないこともあったというから、 捜査機関の拡大に際しては効率的な運営が望まれる。

(2) 検察院と捜査機関の関係

ベトナムでは、検察院の指示に捜査機関が従わないことがしばしば問題となっているということで、 研修員はこの点に関する日本の制度に関心を有していた。しかし、日本の検察官には、司法警察職員に対する一定の指示権及び指揮権が与えられている (刑訴法 193条) ものの、それ以外には特段の制度はなく、ベトナムにおいても、捜査機関は、検察院の要求及び決定に従わなければならず(ベトナム刑訴法 114条)、検察院長官は、捜査機関の長官に捜査官の更迭を要求する権限を有する(ベトナム刑訴法36条2項b)と定められており、新たな制度の創設よりも公訴権の独占を背景とした適切な指揮・指示により解決すべき問題だと思われる。

(3) 検察院の民事事件への関与

改正前民事訴訟法において、検察院は、社会的利 益が侵害されるなど一定の場合には訴えを提起する 権限を有するとともに提訴した事案だけでなく、そ の他の事案についても、必要とみなすいずれの段階 からでも訴訟手続に参加でき、さらに、第1審の判 決・決定に対して控訴する権限を持つだけでなく、 法的拘束力を有する判決・決定に対して監督審及び 再審を申し立てる権限も認められていた。しかし、 2004年改正の民事訴訟法において、検察院の提訴権 は廃止され、手続立会権も非訟事件などの一定の場 合に限定して認められることになった(ベトナム民 訴法 21条, 313条-2)。なお、検察院の控訴権と 監督審・再審異議権は維持された(同 250 条, 285 条,307条)。これに対して、検察院の民事事件への 関与の減少に伴い誤審が増えたとして、再び全ての 民事訴訟への立会いを求める意見が強くなっている。 誤審の増加に関しては、明確な統計はないとのこと であるが、控訴審及び監督審申立件数の増加が民事 訴訟における誤審の増加という主張の根拠のようで ある。検察院の民事事件への関与の程度については、 様々な意見があり、未だ明確な方向は定まっていな いとのことであるが、民事事件はあくまで両当事者 間の争いであること、今後、ベトナムの経済発展に 伴う民事・刑事事件の増加及び複雑化により検察院 の業務負担の増大が予測されることを考慮すれば、 民事事件への関与拡大には慎重な議論が必要であろ う。



(4) 検察官の人事

ベトナムには、最高人民検察院検察官約170人、 省級人民検察院検察官約2000人, 県級人民検察院検 察官約6000人がいる。検察官になるには、法学士の 資格を有すること、検察院の研修過程を終了して4 年以上の実務経験を有することが必要であり、省級 検察官になるにはまず県級検察官にならなくてはな らない。上級庁に昇進する場合を除いて、最高人民 検察院、省級人民検察院及び県級人民検察院の間で 人事異動はない。県級人民検察院の能力向上のため 省級人民検察院の検察官を異動させようとすると, まず省級人民検察院検察官の地位を解任して県級人 民検察院検察官として再任させなければならない。 県級人民検察院の管轄が拡大されたことに伴いその 能力向上が叫ばれているところであり、中央、省及 び県の区分をなくし、最高人民検察院や省級人民検 察院の検察官を県級人民検察院へ異動できるように することが検討されている。また, 検察官の任命期 間は、適切な活動を担保する目的で5年間と定めら れているが、必ずしも任期の存在と業務の適正性が 関連付けられていないことから, むしろ地位の保証 による適切な権限行使を期待して任期制の撤廃が検 討されている。日本では、検察官が定期的に全国を 転勤し、その目的は、多種多様な経験をさせること や、特定団体などとの結びつきを避ける上、副次的 には全国に均一の法的サービスを提供する効果もあ るなどと言われている。ベトナムにおいては、上級 庁への異動を除き他県や他省への異動はなく, 地域 毎に生活レベルが異なること、国が住居や転居費用

を負担するのは困難であることなどから全国異動の 実施は検討されていない。

(5) 弁護権の強化

ベトナムの刑事訴訟法は、職権主義を採用してい るが、今般の改正に際して、職権主義を基本としつ つ当事者主義的要素を導入することが検討されてお り、そのため、公判における弁論の活性化、弁護権 の強化が課題とされている。ベトナムでは弁護人に なるには捜査機関の許可が必要で、「弁護に関する書 類とともに弁護人の提案を受け取った日から3日以 内に、捜査機関、検察院又は裁判所は、検討し、弁 護人が弁護を遂行できるよう弁護人に許可証を授与 しなければならない。」(ベトナム刑訴法56条4項) と定められている。捜査機関等は、弁護士や法定代 理人であることなどの弁護人となるべき要件が備わ っていれば許可証を発行する義務があると解されて いる。しかし、捜査機関が意図的に許可証の発行を 遅らせるなどして弁護人が接見や取調べの立会いな どの権利を行使できない事例もあるとのことであり、 運用の改善が求められる。弁護人は、被暫定留置人、 被疑者又は被告人と面会する権利を有する(ベトナ ム刑訴法 58 条 2 項 e)。研修員の説明によれば、条 文上、明記されていないものの秘密交通権が保障さ れており捜査機関の監督は許されないが、実際には、 安全確保の観点から捜査機関職員が接見に立ち会っ ているとのことであり、秘密交通権が実質的に保障 されているとは言えないと思われる。



また、弁護人には被暫定留置人の聴取、被疑者の 取調べに立会う権利が保障されており、捜査官の許 可を得て、被暫定留置人、被疑者に質問をし、その 他の捜査活動に立会うことができる(ベトナム刑訴 法58条2項a)。この立会いは、取調べの監督が目 的であり、誘導尋問や強制的な尋問など不当な取調 べが行われた場合, 弁護人は調書への署名を拒否す ることができるが、被暫定留置人や被疑者にアドバ イスするなどして取調べに干渉することは許されな い。また、ベトナムの弁護士は約8000人であるが、 刑事事件は年間約10万件あり,弁護士数が不足して いることから、弁護士が取調べに立会うことは必ず しも多くない。ベトナムには、必要的弁護の制度が あるが、その対象は、最高刑として死刑を定める特 別重大な犯罪や被疑者又は被告人が未成年者、身体 障害者又は精神障害者である場合に限られている (ベトナム刑訴法57条2項)。そこで、必要的弁護 事件の範囲拡大が検討されているが、上記の弁護士 不足から大幅な拡大は困難な状況にある。弁護士不 足に対しては、弁護人となれる者を現行の弁護士、 被暫定留置人・被疑者・被告人の合法的代理人、人 民弁護員(ベトナム刑訴法56条1項)から親族・知 人など被疑者等のために弁護活動ができる者に拡大 することが検討されている。

4 終わりに

本研修では、各講師と研修員の間で活発な議論が 行われたところ、昨年の研修で講師をお願いした松 尾浩也法務省特別顧問が関心を示してその一部に参 加された。松尾顧問は、職権主義に当事者主義の長

所を加えた刑事訴訟法改正を検討中の研

修員に対して、欧米各国の刑事訴訟構造を紹介しながら、「職権主義はどの国でも大差はないのですが、 当事者主義は国によって様々ということです。ベトナムが当事者主義に移ろうとしていると聞いていますが、ベトナムという国に最も適した形の当事者主義を採用することを希望するものであります。」旨述べられた。研修員は、松尾顧問の励ましの言葉に感動した様子でそれぞれ感謝の言葉を述べていた。

最高人民検察院では、刑事訴訟に関し、①検察院 の捜査権限 ②検察院と捜査機関の関係 ③勾留の 制限 ④単独裁判の可否 ⑤弁論の活性化 ⑥弁護 権の強化 ⑦控訴審の権限の明確化 ⑧監督審申立 権者の範囲の縮小、検察院組織法に関し、①国家統 治機構における検察院の役割 ②組織体系 ③検察 官の等級・選考試験及び任命期間 ④捜査権限の拡 大 ⑤司法活動の監督の範囲・方法等の明確化 ⑥ 民事事件における検察院の役割などの幅広い論点に つき改正の可能性を検討してきており、現在、これ までの研究結果を踏まえて、上記各論点を精査し改 正すべき論点を抽出中である。当部においては、同 院から継続的に情報を収集するなどして刑事訴訟法 及び検察院組織法の改正の方向性を注視し、今後も、 ベトナム側に対し、必要な助言、支援を続けていき たい。

最後に、本研修に対し多大な御支援及び御協力を いただいた松尾顧問、大澤教授、髙畑弁護士を始め とする関係各位に深く感謝を申し上げたい。



第36回 ベトナム法整備支援研修日程表

[教官:森永教官,松原教官 専門官:権瓶統括専門官,内田主任専門官]

研修実施場所 : JICA東京国際センター, 法務省赤れんが棟

月: 日:	:曜:	10:00	14:00	備考
12 /		大国		
12		オリエンテーション(JICA) 12:00~ オリエンテーション	ベトナム側プレゼンテーション	
/	月	(ICD)	テーマ:刑事訴訟法及び検察院組織法改正の主要論点	
13		赤れんが棟第6教室 赤れんが棟第6教室	赤れんが棟第6教室	
12		全体討論会(論点整理)	12:40~14:00 14:30~全体計論会(論点整理)	
/	火	コメンテーター:ICD教官	法務総合研究所長 主催意見交換会 記念撮影 コメンテーター:ICD教官	
14		赤れんが棟第6教室	赤れんが棟前 赤れんが棟第6教室	
12		全体討論会(検察制度)	全体討論会(控訴審及び上訴審)	
/	水	コメンテーター:ICD教官	コメンテーター:ICD教官	
15		赤れんが棟第6教室	赤れんが棟第6教室	
12	4.	全体討論会(公判手続)	東京地裁法廷傍聴	
16	木	コメンテーター:ICD教官 赤れんが棟第6教室	本立統十 特別元	
16 12		かれんか株別の収室 全体討論会(検察官と捜査機関の関係)	東京地方裁判所東京地検訪問	
/	金	五件印画名 (技が自己)文章(政内*/内内)	水がや門内閣が同	
17	342	コメンテーター:ICD教官 赤れんが棟3階共用会議室	模擬取調室, 証拠品庫見学等 東京地方検察庁	
12				
/	ŧ			
18				
12				
/	Ħ			
19				
12		全体討論会(日本の刑事訴追制度と裁判所の審判範囲)		
/	月	コメンテーター:大澤裕教授, ICD教官		
20			赤れんが棟3階共用会議室	
12		全体討論会(ベトナム刑事訴訟における弁護権の強化等)		
/	火	コメンテーター:高畑満弁護士,ICD教官		
21			赤れんが棟3階共用会議室	
12		総括(質疑応答等)	評価会・終了式	
/	水	コメンテーター:ICD教官		
22		TIC SR		
12		帰国		
/	*			
23				